

平成27年度

あわじ環境未来島構想推進事業(活動応援事業)

～補助制度のご案内～

あわじ環境未来島構想を推進するため、住民組織・NPO・企業・行政等の協同体により行われる先駆的・モデル的な取り組みに対して補助を行います。



募 集 期 間

平成27年5月7日(木)から6月5日(金)まで

兵庫県 淡路島民局

1 補助の概要

(1) 対象者

住民組織・NPO・企業・行政等による協同体が対象となります。

(協同体に必要な主な要件)

- ・協同体は、原則として、複数の団体に構成されていること。
- ・協同体には、住民組織もしくは行政を含むこと。
- ・協同体としての規約、代表者及び監査役が定められていること。

(協同体を構成する団体に必要な主な要件)

- ・淡路島内で地域に根ざした活動を実施すること。
- ・年間を通じた活動を計画し、来年度以降も継続して活動する予定であること。
- ・団体としての規約、代表者が定められていること。

※次のような団体は対象とはなりません。

- ・反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とする団体
- ・宗教活動又は政治活動を目的とする団体
- ・兵庫県

住民組織とは？(この事業を実施する上での定義)

上記の協同体を構成する団体に必要な主な要件に加え、以下の要件を満たすもの。

- ・活動を行う地域における多数の世帯・住民で構成されていること。
- ・活動を行う地域における世帯・住民が一定の要件のもと加入が自由であること。

例えば、自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会、消費者団体、防犯協会、交通安全協会、青少年育成団体など。

(2) 対象事業

あわじ環境未来島構想に掲げる「エネルギーの持続」「農と食の持続」「暮らしの持続」を推進するため、地域社会の問題解決につながる取り組みであって、先駆的・モデル的に実施する以下の事業を対象とします。

- ・再生可能エネルギー等（太陽光、太陽熱、風力、中小水力、バイオマス、木質バイオマス熱、波力、潮流、地中熱、廃棄物の焼却熱等）地域資源を活用する事業。
- ・食料・農産物等の地産地消を促進する事業。
- ・先進的な環境技術や情報通信技術を活用する事業。
- ・住宅・建築物・インフラ等の既存ストック等を活用する事業。
- ・その他、あわじ環境未来島構想の推進を目的とする事業（事業計画の策定、講演会、イベント、視察研修等）。

※次のような事業は対象とはなりません。

- ・反社会的活動又は公序良俗に反する活動を目的とする事業。
- ・宗教活動又は政治活動を目的とする事業。
- ・団体の総会や役員会に要する経費、国・県・市町から継続的に行われてきた補助に

よる事業など、これまで経常的に支出されてきた経費を肩代わり（創意工夫により拡充する場合を除く）する事業。

- ・審査会までに完了する事業。
- ・兵庫県及び兵庫県の外郭団体から助成（補助）を受けている事業。
- ・その他、本事業の趣旨に合わない事業

2 補助の内容・金額

(1) 補助金額

1事業あたり上限100万円以内（千円未満切り捨て）

(2) 補助率

定額（10／10）

(3) 補助の対象となる事業の実施期間

平成27年4月1日～平成28年3月31日（ただし、6月末頃開催予定の審査会までに完了する事業は、補助の対象外となります。）

(4) 補助の対象経費（詳細は別紙をご参照ください）

（補助対象となる経費）

- ・講師謝金、講師旅費（実費弁償）、消耗品費、会場使用料、印刷製本費等
- ・その他審査の結果、必要かつ適当と認められた経費

（補助対象とならない経費）

- ・人件費、食糧費、土地購入費、領収書の写しが添付されない経費等

3 補助の申込

(1) 募集期間

平成27年5月7日（木）～平成27年6月5日（金）

(2) 応募方法

補助を希望される協同体は、申込書類にご記入の上、必要書類を添えて、「あわじ環境未来島構想推進事業（活動応援事業）担当」（兵庫県淡路県民局県民交流室未来島推進課）まで必ずご持参ください。

※来庁日時を事前にご連絡ください。

郵送、ファックス、電子メール等では受付できません（様式の電子ファイルの送付依頼や補助対象の内容に関するご質問については、下記お問い合わせ先までご連絡下さい。）。

(3) ヒアリングの実施

- ・申請書の受付の際に、簡単なヒアリングを実施させていただきます。
- ・申請受付後に、事務局で事前の書類審査を実施します。その結果、書類の追加提出をお願いしたり、申請内容の確認等のため、淡路県民局まで再度お越し願うことがあります。

4 審査

(1) 選考方法

有識者等による「審査会」（平成27年6月末頃開催予定）において、提出書類及びプレゼンテーションにより、補助対象事業等を決定します。

(2) 主な審査項目

実施体制・実現性、地域性、有効性、先導性、公益性・効率性を主な評価項目として、審査を行います。

5 補助金の支払い等

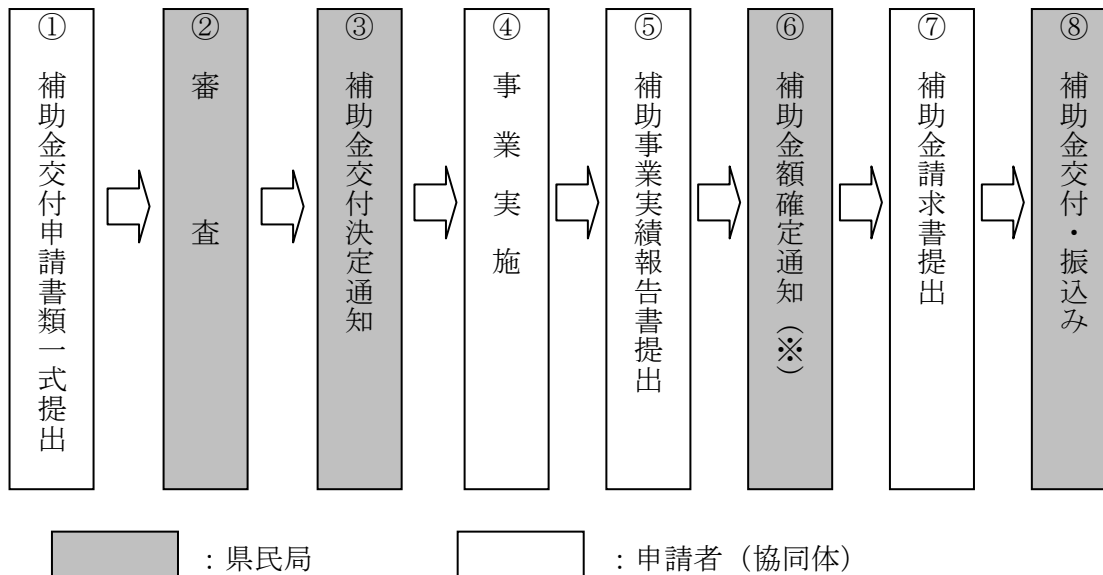
(1) 事業実績報告書の提出

補助事業完了後30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書をご提出ください。

(2) 補助金の支払い

補助金の支払いは精算払いとなります。実績報告書を審査し、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金請求書により、指定された口座へ振り込みます（補助金請求書は補助事業実績報告書と併せて提出していただいて構いません）。また、必要があると認められる場合は、概算払いを請求することができます。

6 補助金申請・交付の流れ



※ 補助事業実績報告書により確定される補助金の額が、補助金交付決定通知書により通知された補助金の額と同額であるときは、補助金額確定通知を省略する場合があります。

<書類の提出先・お問い合わせ先>

あわじ環境未来島構想推進事業（活動応援事業）担当
（兵庫県淡路県民局県民交流室未来島推進課）

〒656-0021 洲本市塩屋2丁目4番5号

TEL:0799-26-3480 FAX:0799-23-1250

E-mail:awajikem@pref.hyogo.lg.jp

※各種様式は淡路県民局のホームページにも掲載しています。

<http://web.pref.hyogo.lg.jp/area/awaji/index.html>

淡路県民局>交流・地域 > 参画と協働 > 地域づくり・県民運動

(別紙)

補助の対象経費の取扱いについて

補助の対象経費等については、下記により取り扱うこととする。

なお、補助金額は、補助対象経費支出合計額について千円未満を切り捨てた額とする。

○対象経費

・ 報償費	講演会等（技術指導を含む）に係る講師謝金。
・ 旅費	講演会等に係る講師旅費及び視察等に係る旅費。（実際に要した金額の範囲内のみ補助対象とする。）
・ 消耗品費	事務用品（用紙、インク、文房具等）など短期間又は一度の使用でその効力を失うもの及び長期間保存に耐えない物品を購入する経費。
・ 燃料費	工具・器具及び備品等に係る燃料費。
・ 印刷製本費	冊子等の作成に係る印刷費、チラシのコピー代等。
・ 光熱水費	施設の光熱水費等。
・ 修繕料	施設・設備及び備品等の修繕、部品取り替えのための経費。
・ 通信運搬費	切手代その他の郵送料、電話料金等。
・ 広告料	チラシ等の新聞折込費、広告スペースの購入費等。
・ 保険料	ボランティア保険、レクリエーション保険等。
・ 委託費	調査、計画策定、設計業務、実証実験等の研究費や会場設営、ビデオ作成、ホームページ作成・管理等に係る経費等。
・ 使用料及び賃借料	講演会・イベント等開催に係る会場使用料、視察等に係るバス借り上げ料・通行料等、施設・重機（オペレーター含む）・機械等の借り上げ及び物品等を使用する経費。ただし、団体の構成員等から機器、会場等を借り上げる場合は対象外とする。
・ 工事請負費	施設・設備等の整備費。
・ 原材料費	種苗・肥料、各種啓発のための資材、調理実習の食材等、事業実施に必要な資材の購入費。
・ 備品購入費	比較的長期間にわたり使用でき、保存できる物品の購入経費。ただし、当該団体等で管理するものに限る。
・ その他の経費	上記以外に事業実施に必要なかつ適当と認められるもの。

※ 対象経費であっても事業内容に照らして相応しくないものは、認められない場合がある。

※ 実績報告時には、領収書（写）を添付すること。

※ なお、人件費・食糧費（ただし、作業や会議時の飲み物及び弁当代等は対象とする。）・土地購入費は対象外とする。